



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

48 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)..... 1
49 保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)..... 3
50 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)..... 4
51 〃	(〃)..... 4
52 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 5

○ 正誤

平成24年6月22日付け和歌山県報第2366号和歌山県告示第759号中 6
平成28年4月8日付け和歌山県報第2750号和歌山県告示第402号中 6
平成28年6月14日付け和歌山県報第2768号和歌山県告示第659号中 6
平成28年6月17日付け和歌山県報第2769号和歌山県告示第677号中 6
平成29年4月14日付け和歌山県報号外目次中 6
平成29年9月26日付け和歌山県報第2899号和歌山県告示第1235号中 6
平成29年11月28日付け和歌山県報号外公告別冊中 7
平成29年12月15日付け和歌山県報第2922号和歌山県告示第1516号中 9

告 示

和歌山県告示第48号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成30年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「EROTIC MOMIJI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「Barbarian」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「ICE LEAF」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「Havenly」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「Hooligan」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「THE SEX WARRIOR」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「誘惑」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「BRAVE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「Go revenge」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「Eexistence」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「Orgasm Spider」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「Hold on me」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (13) 次の写真に示すとおり、「SPANKING MAN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「anonymous」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「Flash NEO」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「Doping ZZZ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「SMT-3」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「Muscle Tycoon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「愛汁」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「Cecil」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「SEX shot」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真を付して、「Heart Fish」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「THE Labyrinth」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「Eros Flare」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「OLGA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「MAHARAJA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「Killer sexy magic」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「Boost SP mix」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「Honey Trap」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「LOVE 5000」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「Hot Body Shower」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「覚暴」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「ど淫乱パウダー」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「アナルミックス」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「JOKER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「treasure」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「T. H. C」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「FOXKEY2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「ゴメオ刊」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「大拡張」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「Heavy Guy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (42) 次の写真を付して、「Tripl Love Juicy」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真を付して、「Crocodile」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「Launcher」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「キメマン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「アナルフィスト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「Miracle magic」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「MADONNA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「fixer」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「逆アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「ウケアナル 裏リキッド」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (52) 次の写真に示すとおり、「前立腺スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「とろまんぺろん」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「よだれダラダラ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「恍惚とろとろ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「RAVISH SPECIAL ASSAULT TROOPS AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「G-MEN AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「Die Hard AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真を付して、「ASSAULT SET-A」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真を付して、「ASSAULT SET-B」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (61) 次の写真を付して、「ASSAULT SET-C」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (62) 次の写真を付して、「G-MEN SET」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「SKULL&BONES」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「ANGELS&DEMONS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「AXIS Aroma Liquid」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成30年1月16日

和歌山県告示第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第50号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

横尾川（1-301-1-033）、加茂川左支溪（1-301-1-034）、加茂川右支溪（1-301-2-014）、釜中川（1-301-2-015）、フト尾（Ⅰ-679）、興（1）（Ⅰ-3542）、フト尾（Ⅱ-2299）、興（202）（Ⅱ-2369）、興（203）（Ⅱ-2373）、興（101）（Ⅰ-90043）、興（204）（Ⅱ-90166）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

加茂川右支溪（1-301-2-013）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第51号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年1月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西平谷(3-344-1-001)、東平谷(3-344-1-002)、アラボリ谷(3-344-1-003)、中尾谷川(3-344-1-004)、丹生川右支溪(3-344-2-004)、堂谷(3-344-2-005)、堂前谷川(3-344-2-006)、丹生川右支溪(3-344-2-007)、丹生川左支溪(3-344-2-030)、丹生川左支溪(3-344-2-031)、下筒香(I-76)、中筒香(I-77)、上筒香(I-2215)、下筒香1(I-3233)、中筒香1(I-3234)、上筒香1(I-3235)、上筒香2(I-3236)、上筒香3(I-3237)、中筒香2(II-1248)、中筒香3(II-1249)、上筒香4(II-1250)、上筒香5(II-1251)、上筒香6(II-1252)、上筒香7(II-1253)、上筒香8(II-1254)、上筒香10(II-1256)、上筒香11(II-1257)、上筒香13(II-1259)、上筒香14(II-1260)、上筒香15(II-1261)、下筒香2(II-1271)、上筒香16(II-1272)、下筒香3(III-286)、上筒香(101)(II-10113)、下筒香(101)(II-10115)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

中筒香(101)(II-10114)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第52号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3413	紀の川市西三谷字善光229番1の一部、230番の一部	紀の川市久留壁86番10 有限会社グローバルシノミヤ 代表取締役 四宮要三	平成 29.12.28	5.00	47.28

正 誤

正 誤

平成24年6月22日付け和歌山県報第2366号和歌山県告示第759号中

ページ	誤	正
11	栗栖川30 (Ⅱ-60138)	栗栖川32 (Ⅱ-60364)

正 誤

平成28年4月8日付け和歌山県報第2750号和歌山県告示第402号中

ページ	誤	正
14	羽六1 (Ⅱ-5218)	羽六1 (Ⅱ-5128)

正 誤

平成28年6月14日付け和歌山県報第2768号和歌山県告示第659号中

ページ	誤	正
6	西谷 (1-303-2-31)	西谷 (1-303-2-031)

正 誤

平成28年6月17日付け和歌山県報第2769号和歌山県告示第677号中

ページ	誤	正
8	佐野川右支溪 (8-207-010)、佐野川右支溪 (8-207-011)	佐野川右支溪 (8-207-1-010)、佐野川右支溪 (8-207-1-011)

正 誤

平成29年4月14日付け和歌山県報号外目次中

ページ	誤	正
1	入札公告 3	入札公告 (教育委員会)..... 3

正 誤

平成29年9月26日付け和歌山県報第2899号和歌山県告示第1235号中

ページ	誤	正
8	下津木猿川 (101) (Ⅱ-40339)、下津木猿川 (102) (Ⅱ-40340)、下津木猿川 (103) (Ⅱ-40341)、下津木猿川 (104) (Ⅱ-40342)、下津木清水崎 (101) (Ⅱ-40343)、下津木公門原 (101) (Ⅱ-40344)、下津木公門原 (102) (Ⅱ-40345)、下津木公門原 (103) (Ⅱ-40346)、下津木公門原 (104) (Ⅱ-40347)、下津木公門原 (105) (Ⅱ-40348)	下津木猿川 (101) (Ⅱ-40399)、下津木猿川 (102) (Ⅱ-40400)、下津木猿川 (103) (Ⅱ-40401)、下津木猿川 (104) (Ⅱ-40402)、下津木清水崎 (101) (Ⅱ-40403)、下津木公門原 (101) (Ⅱ-40404)、下津木公門原 (102) (Ⅱ-40405)、下津木公門原 (103) (Ⅱ-40406)、下津木公門原 (104) (Ⅱ-40407)、下津木公門原 (105) (Ⅱ-40408)

正 誤

平成29年11月28日付け和歌山県報号外公告別冊「平成29年11月財政状況」Ⅳの3の表貸付金等の項中「513,155,576」は誤りにつき「100,608,444」に、「461,908,675」は誤りにつき「49,361,543」に訂正し、同別冊中21ページ目は誤りにつき、次のように訂正する。

4 基金

(単位:千円)

区 分	本年3月末現在	本年9月末現在	上半期増減
財政調整基金	4,090,786	4,090,786	0
県債管理基金	17,763,472	17,764,428	956
土地開発基金	16,676,160	16,676,160	0
福祉対策等基金	8,438,717	8,404,838	△ 33,879
地域振興基金	5,485,847	5,458,522	△ 27,325
文化振興基金	0	0	0
災害救助基金	355,512	355,512	0
愛の基金	110,492	97,386	△ 13,106
こどもの交通安全基金	17,674	17,368	△ 306
青少年文庫基金	40,464	40,464	0
自然保護基金	181,764	181,764	0
地域環境保全基金	1,341,711	1,340,050	△ 1,661
森林整備担い手基金	830,375	789,414	△ 40,961
中山間ふるさと水と土 保全基金	1,095,747	1,095,168	△ 579
産業開発基金	4,865,103	4,084,654	△ 780,449
企業立地促進資金貸付 基金	908,804	918,714	9,910
県庁舎及び議会棟等 整備基金	1,610,269	1,610,269	0
介護保険財政 安定化基金	1,363,994	1,363,994	0
県営競輪施設整備等 基金	755,548	755,548	0
県営港湾施設管理特別 会計財産減価償却基金	169,111	169,111	0
和歌山下津港環境整備 等基金	19,163	19,163	0
国民健康保険広域化等 支援基金	501,835	501,960	125
森林整備地域活動支援 基金	263,841	252,301	△ 11,540
研究開発推進基金	442,176	350,284	△ 91,892
紀の国森づくり基金	483,328	408,638	△ 74,690
後期高齢者 医療財政安定化基金	2,348,394	2,348,394	0
ふるさと和歌山応援 基金	89,146	86,216	△ 2,930

正 誤

平成29年12月15日付け和歌山県報第2922号和歌山県告示第1516号中

ページ	誤	正
7	4, 564. 10	4, 542. 10